

朝来市立竹田小学校『いじめ防止基本方針』

～全ての児童が安全安心な学校生活を送れるように～

令和5年4月5日改訂

1 学校の方針

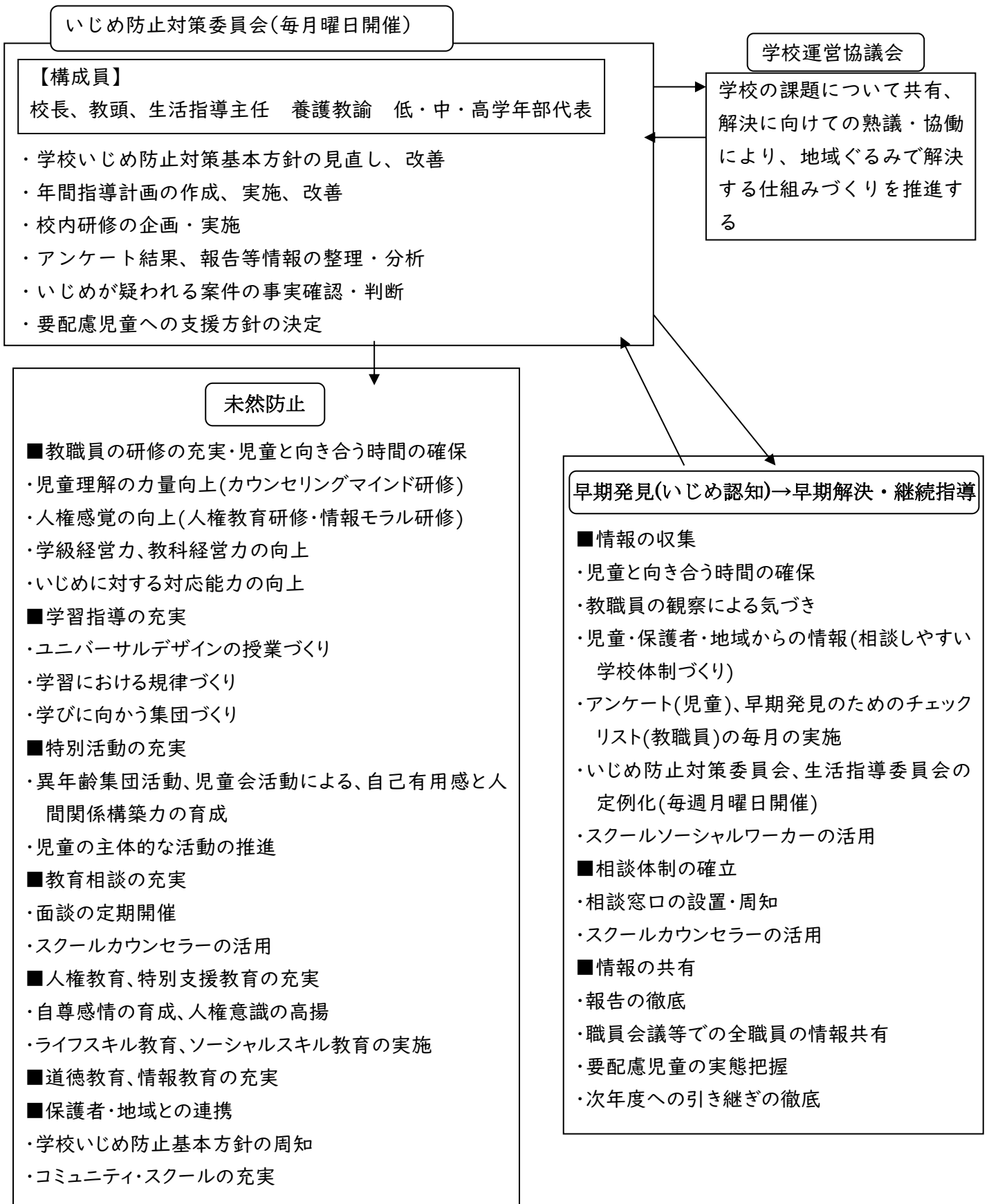
校訓「学ぶ子 強い子 やさしい子」のもと、コミュニティ・スクールとして、地域、保護者と熟議・協働しながら「いのち輝かせ、夢と幸せをはぐくむ学校づくり」「未来を拓く、心豊かでたくましく生きる児童の育成」をめざして取り組んでいる。全ての児童が安心して学校生活を送り、生き生きといのち輝かせ、未来をつくる資質能力を身につけ、心豊かに成長していけるよう、高い学校人権文化の構築と安全安心な学校づくりを進めている。

「いじめ防止基本方針」を随時改訂し、特にいじめの「未然防止」はもとより、「早期発見」「早期対応」「早期解決」に向け、実効性のある取組を強力に推進する。

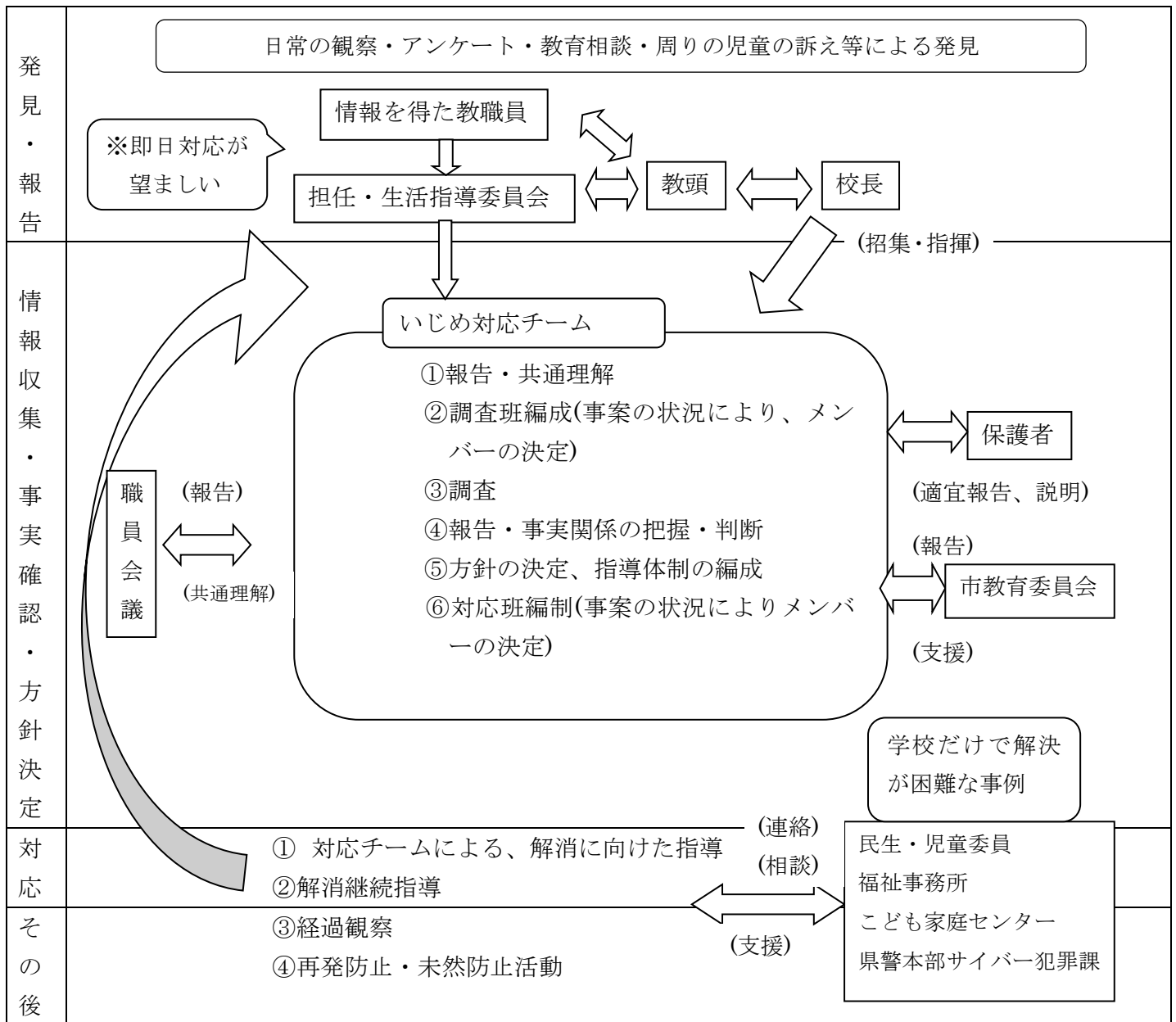
2 基本的考え方・取組

- ①いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こりうる、最も身近で深刻な人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ②いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であることを認識し、日々「未然防止」「早期発見」「早期対応」に取り組む。
- ③いじめは未然に防ぐことが最良であるが、万一発見した場合には、特定の教職員が抱え込んだり、隠したりすることなく、「いじめ防止対策委員会」を中心に学校全体で組織的に対応する。
- ④「いじめ防止対策委員会」については、校長教頭及び生活指導主任、養護教諭、低・中・高学年部代表で編成する生活指導委員会と兼ねる。（事案の状況に応じて、関係職員及びスクールカウンセラー、学校運営協議会委員などを入れて、メンバーは適宜編成する。生活指導委員会は毎週月曜日に設定する。）
- ⑤取組にあたっては迅速な対応を心がけ、情報を得たその日のうちに方針を決定し対応することとする。ただし、重大事態や加害者、被害者の意識にずれのある場合、ネット関連、保護者対応のトラブル等については、把握した状況を十分に検討し、関係機関とも連携の上、慎重に対応する。
- ⑥子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、協働する。
- ⑦子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

3 日常の指導体制・具体的な取組



4 いじめ発生時の組織的な対応(早期対応)



5 いじめの定義（文部科学省「いじめの定義の変遷」より）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【いじめ防止対策推進法第2条】

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る必要がある。